

## 「働かせ方」改悪ゆるすな! 労働者は奴隷か?

安倍首相は「働き方改革国会」とぶち上げ、今の国会に「働き方改革推進関連法案」を出す構えです。この法案は労働基準法・雇用対策法・労働契約法など8つの法律の改悪案を一本化したものでそれ自体とんでもない暴挙です。

「長時間労働が無くなり、同一労働同一賃金を実現される」かのように宣伝していますが、全く逆です。

**I** まず、「資本家は労働者を1日8時間、1週40時間を超えて働かせてはならない」という「労働時間の規制」を完全に崩す労働基準法の改悪です。

①「高度プロフェッショナル制度」と名づけ、労働時間規制から「高所得者」を適用除外するとしています。するとどうなるか? 労働時間・時間外労働・休日労働という概念は無くなり、定額・低額で24時間、365日労働者を働かせても違法ではないとなります。いずれ低所得者まで対象とされます。「残業代ゼロ・過労死促進」法案なのです。

② 裁量労働制一何時間働いても労使で決めた一定の時間しか残業と認めない「みなし労働時間制」を営業職へ拡大するとしています。年収の要件はないので年収200万でも対象とされます。

③「過労死を防止、長時間労働抑制のため」として、条文に「時間外労働の上限」を「単月100時間未満」「2~6ヵ月平均80時間」「年間720時間」と盛り込む内容です。休日労働を含めると実

際には年間960時間も時間外労働をさせることができる、過労死ラインを超える残業時間です。これを条文に書き込むことは「この時間まで労働させることを労基法で認める」こととなり「8時間労働制」の原則は吹き飛んでしまします。また建設・運輸関係には、この時間規制さえ猶予するとしています。

**II** さらに雇用対策法を「労働施策総合推進法」と変更して働く目的を「労働生産性の向上」とし、「多様な働き方」の名の下に、「雇用」を個人請負や非雇用型テレワークへと置きかえていく攻撃です。雇用における経営者・使用者の責任、守るべき規制を無くし、労働者を無権利・不安定・全て「自己責任」の「一人親方」や「個人経営者」に変え、バラバラに分断するものです。

**III** 同じ仕事なのに正規・非正規で賃金が違えば違法と定めた労働契約法20条が削除されます。多くの非正規労働者が闘いの武器にしている条文です。

また「日本型同一労働同一賃金」案は賃金差別・非正規雇用を固定化、拡大するものです。

**IV** 安い金さえ払えば労働者を好き放題解雇できる制度導入も狙っています。

労働者を「奴隷」そのものに貶める歴史的な大改悪です。様々な労働者、労働団体、弁護士団体や研究者たちと共に成立阻止の為に奮闘し、人間らしい尊厳ある労働と暮らしを取り戻そう!